

事務所通信(号外)

平成 24 年度税制改正について

(平成 24 年 3 月 30 日成立)

平成 24 年 4 月 吉日
税理士法人 AKJパートナーズ

「租税特別措置法等の一部を改正する法律案」(平成 24 年度税制改正法案)が、3 月 30 日に成立、3 月 31 日に公布されました。

この度の改正の具体的な内容は、平成 23 年度税制改正における積み残し事項であった個人所得税課税の改正と、住宅関連税制(住宅ローン減税、住宅取得等資金の贈与に係る特例、等)の拡充・期限延長となっております。

以下におきまして、主な改正の内容をご説明しておりますが、詳細につきましては、弊所担当者までお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

【所得税関係】

I. 給与所得控除の上限設定

その年中の給与等の収入金額が 1,500 万円を超える場合の給与所得控除額を、245 万円とする。

☞ 平成 25 年分以後の所得税について適用。

II. 特定支出控除の見直し

1. 特定支出の範囲の拡大

特定支出の範囲に「職務の遂行に直接必要な弁護士、公認会計士、税理士等の資格取得費」と「職務の遂行に直接必要なものとして給与等の支払者により証明がされた図書購入費等(65 万円を限度とする。)」を追加する。

(現行:通勤費、転勤に伴う引っ越し費用、研修費、上記弁護士等の資格を除く資格取得費及び単身赴任者の帰宅旅費)

2. 特定支出控除の適用判定・計算方法の見直し

その年中の特定支出の額の合計額が以下の区分に応じ、それぞれに定める金額を超える場合、その超える部分の金額を給与所得控除額に加算することができることとする。

・その年中の給与等の収入金額が 1,500 万円以下の場合:その年中の給与所得控除額の 1/2 に相当する金額

・その年中の給与等の収入金額が 1,500 万円を超える場合:125 万円

☞ 平成 25 年分以後の所得税について適用。

III. 役員退職手当等に係る退職所得の課税方法の見直し

役員等としての勤続年数が 5 年以下の者が、その役員等としての勤続年数に対応するものとして支払を受ける退職手当等においては、その退職手当等に係る退職所得の金額は、(退職手当等の収入金額－退職所得控除額)の金額に相当する金額とする。

(現行:(退職手当等の収入金額－退職所得控除額)×1/2)

☞ 平成 25 年分以後の所得税について適用。

IV. 給与、退職手当等について源泉徴収した所得税の納期の特例の納期限の改正

源泉徴収に係る所得税の納期の特例について、7 月から 12 月までの間に支払った給与等及び退職手当等につき徴収した所得税の納期限を翌年 1 月 20 日とする。(現行:翌年 1 月 10 日)

☞ 平成 24 年 7 月 1 日以後に支払うべき給与等及び退職手当等について適用。

V. 住宅ローン減税制度の拡充

認定低炭素住宅の新築又は建築後使用されたことのない認定低炭素住宅の取得をして平成 24 年又は平成 25 年に居住の用に供した場合における住宅借入金等の年末残高の限度額及び控除率を次のとおりとする。

・平成 24 年居住開始の場合:控除期間 10 年、住宅借入金等の年末残高の限度額 4,000 万、控除率 1.0%

・平成 25 年居住開始の場合:控除期間 10 年、住宅借入金等の年末残高の限度額 3,000 万、控除率 1.0%

VI. 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用期限の延長

☞平成24年1月1日から平成25年12月31日の間に行われる譲渡について適用。

VII. 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用期限の延長

☞平成24年1月1日から平成25年12月31日の間に行われる譲渡について適用。

VIII. 特定居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限の延長と、要件の見直し

特定居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例について、譲渡資産の譲渡に係る対価の額の要件を1億5,000万円以下に引き下げることとする。(現行:2億円)

☞平成24年1月1日から平成25年12月31日の間に行われる譲渡について適用。

IX. 認定長期優良住宅新築等特別税額控除の適用期限の延長と、控除額の引き下げ

認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除について、税額控除額の上限額を50万円とする。

(現行:100万円)

☞平成24年1月1日から平成25年12月31日まで間に居住の用に供したものについて適用。

【資産税関係】

I. 特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例の適用期限の延長

住宅取得等資金の贈与を受けた20歳以上の子が、贈与を受けた年の翌年3月15日までにその住宅取得等資金を自己の居住の用に供する一定の家屋の取得等に充てる場合、贈与者が65歳未満であっても相続時精算課税を選択することができるものとする。

☞平成24年1月1日から平成26年12月31日までの間に行われる贈与について適用。

II. 直系尊属からの住宅取得等資金の贈与に係る贈与税の非課税限度額の改正と、適用期限の延長

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、非課税限度額を以下のとおりとする。

(現行:1,000万円)

- ・平成24年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者: 1,000万円
- ・平成25年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者: 700万円
- ・平成26年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者: 500万円

なお、東日本大震災の被災者が受けた贈与や省エネルギー・耐震性を備えた良質な住宅用家屋の取得のための資金の贈与の場合は、優遇措置がある。

【法人税関係】

I. 環境関連投資促進税制の拡充

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備に該当する太陽光又は風力の利用に資する機械その他の減価償却資産のうち、一定のものの取得等をしてその取得等の日から1年以内にその事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度において、その減価償却資産の即時償却ができることとする。

☞平成24年7月1日から平成25年3月31日の間に取得した減価償却資産について適用。

II. 中小企業等投資促進税制の適用期限の延長と対象資産の範囲の追加

中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、対象資産の範囲に「製品の品質管理の向上に資する工具、器具及び備品」を追加する。

☞平成24年4月1日から平成26年3月31日の間に取得等し、事業の用に供したものについて適用。

III. 研究開発促進税制の適用期限の延長

試験研究費の額が増額した場合において、「試験研究費の増加額に係る税額控除」又は「平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除」のどちらかを選択適用することができる。

☞平成24年4月1日から平成26年3月31日の間に開始する事業年度において適用。

IV. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限の延長

☞ 平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日の間に取得等し、事業の用に供したのものについて適用。

V. 中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻還付の不適用措置の適用期限の延長

☞ 平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日の間に終了する事業年度に生じた欠損金について適用。

【その他】

I. 国外財産調書の提出制度の創設

居住者が、その年の 12 月 31 日においてその価額の合計額が 5,000 万円を超える国外財産を有する場合には、当該国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した調書を、翌年 3 月 15 日までに提出しなければならない。

☞ 平成 26 年 1 月 1 日以後に提出すべき国外財産調書について適用。

《参考》消費税増税法案について

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案」、いわゆる「消費税増税法案」が 3 月 30 日に閣議決定されました。

(現状、法案が閣議決定されただけであり、成立したわけではありません。今後国会にて審議されることとなります。)

ご参考までに、主な法案を以下に挙げております。

【消費税関係】

I. 消費税率の引き上げ

平成 26 年 4 月 1 日以後に行われる資産の譲渡等につき、消費税率を 8%とする。

平成 27 年 10 月 1 日以後に行われる資産の譲渡等につき、消費税率を 10%とする。

II. 基準期間がない資本金 1,000 万円未満の新設法人の事業者免税点制度不適用の規定の創設

基準期間がない資本金 1,000 万円未満の新設法人のうち、その事業年度開始の日において他の者により当該新設法人の株式等の 50%超を直接又は間接に保有される場合で、かつ、当該他の者及びその特殊な関係にある法人のうちいずれかの者の課税売上高が 5 億円を超える場合には、事業者免税点制度を適用しない。

☞ 平成 26 年 4 月 1 日以後に設立される新設法人について適用。

III. 中間申告義務のない事業者の中間申告制度の創設

中間申告義務のない事業者が、中間申告書を提出する旨の届出書を提出した場合には、中間申告書を提出することができることとする。

☞ 平成 26 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間について適用。

【所得税関係】

I. 所得税の税率構造の改定

最高税率を 45%とする。

☞ 平成 27 年分以後の所得税について適用。

【資産税関係】

I. 相続税、贈与税の税率構造の改定

最高税率を 55%とする。

☞ 平成 27 年 1 月 1 日以後に行われる相続、遺贈または贈与について適用。

II. 相続税の遺産に係る基礎控除額の引き下げ

基礎控除額を「3,000 万円+600 万円×法定相続人の数」とする。

(現行:5,000 万円+1,000 万円×法定相続人の数)

☞ 平成 27 年 1 月 1 日以後に行われる相続または遺贈について適用。

Ⅲ. 死亡保険金に係る非課税限度額の引き下げ

死亡保険金に係る非課税限度額の計算(500万円×法定相続人の数)における「法定相続人」を、①未成年者、②障害者、③相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者、に限ることとする。

☞ 平成27年1月1日以後に行われる相続または遺贈について適用。

Ⅳ. 未成年者控除及び障害者控除に係る控除額の引き上げ

1. 未成年者控除:20歳までの1年につき10万円とする。(現行:6万円)

2. 障害者控除:85歳までの1年につき10万円とする。(現行:6万円)

特別障害者については20万円とする。(現行:12万円)

☞ 平成27年1月1日以後に行われる相続または遺贈について適用。

Ⅴ. 相続時精算課税制度の適用要件の見直し

1. 贈与者の年齢要件を60歳以上に引き下げる。(現行:65歳以上)

2. 受贈者の範囲に20歳以上である孫を追加することとする。(現行:20歳以上の推定相続人のみ)

☞ 平成27年1月1日以後に行われる贈与について適用。

Ⅵ. 20歳以上の直系卑属を受贈者とする場合の贈与税の税率構造の緩和

20歳以上の者が直系尊属から贈与により取得した財産(相続時精算課税制度の対象となるものを除く。)に係る贈与税の税率構造を緩和する。

☞ 平成27年1月1日以後に行われる贈与について適用。

■ 詳細につきましては、当事務所までご連絡ください。

税理士法人AKJパートナーズ	(代表社員)	公認会計士・税理士	山本 成男
(住所)〒105-6027	(社員)	公認会計士・税理士	吉村 史明
東京都港区虎ノ門4-3-1城山トラストタワー27F		税理士	藤田 学
(電話番号) 03(5777)3480/(FAX) 03(5777)3481		公認会計士・税理士	仙石 実
(事務所URL) http://www.akj-partners.com/	(保有資格)	米国公認会計士・税理士	脇屋 忠生
(主たる業務)連結納税、組織再編税制		公認会計士	8名
ストック・オプション設計・評価		米国公認会計士	1名
BPR/BPO、株式公開支援		公認内部監査人	1名
事業再生アドバイザー等		公認会計士協会準会員	2名
(関連会社) 公認会計士AKJパートナーズ共同事務所		税理士	10名
株式会社AKJパートナーズ		社会保険労務士	2名
		宅地建物取引主任者	4名
		AFP・税理士科目合格者	7名